第三十四条第十五項を削り、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　法第五十八条第十四項に規定する貸付金又は社債で政令で定めるものは、法人が取得する同項の海外自主開発法人に対する貸付金又は当該海外自主開発法人の発行する社債（その株式又は社債が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている法人に対する貸付金及び当該法人の発行する社債並びに国内にある担保物に係る物上担保又は内国法人の保証が付されている貸付金及び社債を除く。）のうち、その償還期間（貸付金のうちその返済が賦払の方法によるものについては、その最後の賦払金の支払の期日までの期間）が十年以上であるものとし、法第五十八条第十四項に規定する政令で定める事情は、第十項第一号イからニまでのいずれかに該当する事情とする。

第三十六条第二項第三号を削り、同条第三項中「第五項」を「次項」に、「次項」を「第七項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項の」を「前項の」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　法第六十条第二項に規定する政令で定める場合は、同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項及び第八項において「経済金融活性化特別地区」という。）内において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、法第六十条第二項に規定する政令で定める期間は、当該内国法人の設立の日から適用月数（百二十月から当該被合併法人が経済金融活性化特別地区内において当該事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。）を経過する日までの期間とする。

第三十六条第六項を次のように改める。

6　法第六十条第二項に規定する政令で定める金額は、同項の内国法人の当該事業年度の所得の金額とする。

第三十六条第八項中「第六十条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又は地域に変更」を「若しくは地域又は同条第二項に規定する地区に変更」に、「当該地区」を「これらの地区」に、「当該各号の上欄に掲げる法人についての同項に規定する指定の日」を「これらの規定の適用については、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項に規定する指定の日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　第三項の軽減対象所得金額及び全所得金額並びに前項に規定する所得の金額は、法第五十九条の二第一項及び第五項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項及び第五項、第六十一条第一項及び第四項、第六十六条の七第三項並びに第六十六条の九の三第三項並びに法人税法第四十条、第四十一条、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条の十一第一項、第六十一条の十二第一項、第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項並びに第六十二条の九第一項並びに法人税法施行令第百十二条第十四項の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の全額を損金の額に算入して計算するものとする。

8　法第六十条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、同項の内国法人の当該事業年度終了の日における経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員（当該内国法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）と財務省令で定める特殊の関係のある者及び当該内国法人の使用人としての職務を有する役員を除く。以下この項において同じ。）の数の当該内国法人の同日における常時使用する従業員の総数に対する割合とする。

第三十六条に次の一項を加える。

11　第八項に規定する常時使用する従業員に含まれない者の範囲その他法第六十条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第三十六条の二第四項中「第五項」の下に「第六十条第二項」を加え、「第五項」を「第四項」に改め、同条第五項中「又は第四項」を「又は第五項」に、「第六十条の二第四項」を「第六十条の二第五項」に改める。

第三十七条第二項中「第五項」の下に「第六十条第二項」を加える。

第三十七条の二第三項を削る。

第三十七条の四中「第六十一条の四第一項」を「第六十一条の四第二項」に改める。

第三十七条の五第一項中「第六十一条の四第三項第二号」を「第六十一条の四第四項第二号」に、「同号に規定する飲食その他これに類する行為のために要する費用」を「同項に規定する飲食費」に、「費用に」を「飲食費に」に改め、同条第二項中「第六十一条の四第三項第三号」を「第六十一条の四第四項第三号」に改め、同項第一号中「手ぬぐい」を「手拭い」に改める。

第三十八条第一項中「同項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「第七十四条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項」に、「ついて同法第七十二条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき同法第七十一条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出する場合には、同法第七十二条第一項に規定する」を「係る同法第七十二条第一項に規定する期間又は同法第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間について同法第七十二条第一項各号に掲げる事項又は同法第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載した同法第二条第三十号に規定する中間申告書を提出する場合には、これらの」に、「当該申告書」を「当該中間申告書」に改め、同条第五項中「同法第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十条の規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」及び「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第百三十五条第二項の項の次に次のように加える。

第百四十四条の三第一項第一号	掲げる金額	掲げる金額（租税特別措置法第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）
第百四十四条の三第二項第一号	掲げる金額	掲げる金額（租税特別措置法第六十二条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）
第百四十四条の四第一項第三号	前節（税額の計算）の規定	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十二条第一項の規定及び租税特別措置法第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定
第百四十四条の四第一項第四号及び第二項第二号	前節（税額の計算）の規定	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定及び租税特別措置法第六十二条第一項の規定
第百四十四条の六第一項第三号	前節（税額の計算）の規定	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定及び租税特別措置法第六十二条第一項の規定
第百四十四条の六第一項第四号及び第二項第二号	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額
第百四十四条の十三第一項第一号	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十二条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額
第百四十四条の十三第一項第二号及び第二項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十二条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額